



## 山形セレクション認定募集要項【ワイン】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、加工食品分野における山形セレクションの認定対象として、ワインの本年度第1回認定申請を下記により募集いたします。県内ワイナリーの積極的な応募をお待ちしております。

### 認定の対象品目

認定の対象品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定される果実酒のうち、次の要件を満たすものとします。

- ① 同一収穫年の山形県産ぶどうを100%使用していること。
- ② 醸造の全ての工程が山形県内で行われ、山形県内から課税出荷されること。
- ③ 同一品質、同一ラベルのワインで、720ml 瓶換算で原則500本以上に相当する量が確保できていること。

### 申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する果実酒製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

### 申請の募集期間と応募先

募集期間：平成20年5月26日（月）から平成20年6月16日（月）まで

応募先：各総合支庁産業経済部産業経済企画課

### 申請書類

- ① 認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。
  - ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請書（様式第1号）
  - ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請調書（様式第2号）
  - ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
  - ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）  
（「山形県ワイン酒造組合」等、果実酒製造業に係る団体からの推薦書が必要となります。）
  - ・ 定款
  - ・ 商業登記簿謄本
  - ・ その他必要な書類（製造仕様書[ワイン]（別記様式））
- ② 申請書用紙は、各総合支庁産業経済企画課で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

### 審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

① 書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

② 現物審査

「色調」(2点)、「香り」(5点)、「味」(8点)、「総合」(5点)の4項目について、計20点満点による官能審査を行い、審査員(専門委員会委員)の評点の平均が17.5点以上であること

---

### 現物審査の期日・会場等

---

期 日：平成20年6月26日(木) 14:00～16:00

会 場：山形県工業技術センター(山形市松栄2-2-1)

搬入期限：平成20年6月23日(月) 15時まで

搬入数量：720ml 詰 4本

※ 搬入、搬出については、申請者の責任において行っていただきます。また、申請品の提供に要する費用については申請者の負担とし、審査に用いた品物については原則として返却しませんので予め御承知ください。

---

### 認定を受けた事業者等に守っていただくこと(認定者の責務)

---

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示(ブランドマークの貼付等)、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

---

### 認定の取消

---

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

---

### 山形セレクションのPR・プロモーション

---

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

- ① 山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発
- ② 首都圏等における知事のトップセールス
- ③ マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信
- ④ 山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

#### 【お問い合わせ先】

◎山形県商工労働観光部産業政策課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL 023-630-2360 FAX 023-630-2128

◎村山総合支庁産業経済部産業経済企画課

〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68

TEL 023-621-8439 FAX 023-621-8437

◎最上総合支庁産業経済部産業経済企画課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2024

TEL 0233-29-1306 FAX 0233-23-2628

◎置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課

〒992-0012 米沢市金池7-1-50

TEL 0238-26-6045 FAX 0238-26-6047

◎庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1

TEL 0235-66-5489 FAX 0235-66-4728

◎山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>